



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1111 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
  - 1112 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
  - 1113 " ( " )
  - 1114 保安林予定森林 (森林整備課)
  - 1115 " ( " )
  - 1116 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 1117 新道路の供用開始等 ( " )
  - 1118 道路の区域変更 ( " )
  - 1119 新道路の供用開始 ( " )
  - 1120 道路の区域変更 ( " )
  - 1121 新道路の供用開始 ( " )
  - 1122 道路の区域変更 ( " )
  - 1123 新道路の供用開始等 ( " )
  - 1124 平成20年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課)
  - 1125 平成18年和歌山県告示第1503号(平成15年和歌山県告示第1147号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正)の一部改正 (住宅環境課)
- ### ○ 選挙管理委員会告示
- 84 政治団体の解散の届出
  - 85 政治団体の収支報告書の要旨
  - 86 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨
  - 87 平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の一部訂正
- ### ○ 警察本部告示
- 12 川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期300時間検査(3,300飛行時間)及び定期耐空検査受検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- ### ○ 公告
- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)

和歌山海区漁業調整委員会委員の選任 (資源管理課)  
都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

### ○ 諸報

入札公告 (警察本部)

## 告 示

### 和歌山県告示第1111号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年9月22日まで縦覧に供する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年7月22日

2 名称

特定非営利活動法人かめのこ会

3 代表者の氏名

亀本靖枝

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島1280番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が生き活きと誇りをもって暮らして行くためのトータルケアを目的とする。また、地域福祉に根ざした活動をもって、誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1112号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
丸栖調剤薬局	紀の川市貴志川町丸栖1017-11	-	阪口倫子	平成20.8.1

和歌山県告示第1113号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公  
薬局

示する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社第一薬局小雑賀	和歌山市小雑賀726-8	伊都励起	平成20.8.1

和歌山県告示第1114号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字中原字引尾302の1、大字遠井字黒松1139の15、字北浦1276の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字引尾302の1、字黒松1139の15、字北浦1276の1  
(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
田辺市龍神村福井字小菅460番4地先から同市龍神村福井字鍋阪583番2地先まで	旧	3.70 } 18.10	910.00	
同上	新	10.70 } 22.30	902.80	

和歌山県告示第1115号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字東大谷字上沢197、206(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、207の1、208、209の1
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

和歌山県告示第1117号

平成20年和歌山県告示第1116号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年8月8日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村小又川字出合464番2地内	新	8.00 ? 18.30	95.50	

和歌山県告示第1119号

平成20年和歌山県告示第1118号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年8月8日から供用を開始する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 小野田内原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市冬野字祿田1286番1地先から同市冬野字見橋1359番4地先まで	旧	6.93 ? 11.45	350.13	
同上	新	9.98 ? 16.77	350.13	

和歌山県告示第1121号

平成20年和歌山県告示第1120号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市冬野字祿田1286番1地先か

ら同市冬野字見橋1359番4地先までの延長350.13メートルについては、平成20年8月8日から供用を開始する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字山崎字堂田40番8地先から同町大字山崎字堂田43番12地先まで	旧	9.10 ? 14.50	133.00	
同上	新	9.10 ? 22.30	133.00	

和歌山県告示第1123号

平成20年和歌山県告示第1122号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年8月11日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1124号

平成20年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験の日時 平成20年11月14日(金)午前10時
- 2 試験実施場所 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 5階 502号室
- 3 試験科目 筆記試験
  - (1) 砂利の採取に関する法令
  - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験手続

- (1) 受験願書等の提出先  
〒640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課(県庁南別館8階)
- (2) 提出書類等  
ア 受験願書 1通  
イ 写真 1枚  
手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの  
ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円
- (3) 受験願書等の提出期間  
平成20年9月24日(水)から平成20年10月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成20年10月10日

付け消印があるものまで受け付ける。

- 5 その他  
(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成20年9月17日(水)から交付する。  
(2) その他試験に関する問い合わせは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課又は各振興局建設部まで行うこと。

和歌山県告示第1125号

平成18年和歌山県告示第1503号(平成15年和歌山県告示第1147号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正)の一部を次のように改正し、平成20年9月1日から実施する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表和歌山市今福三丁目の項を次のように改める。

和歌山市今福三丁目	今福第二団地	1号棟	0.9670
		その他の住宅	0.8520

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
奥根公平後援会	小田良一郎	平成20.6.30	平成20.7.3

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名		奥根公平後援会	
報告年月日		平成20年1月23日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額		209,052	
ア 前年繰越額		179,052	
イ 本年収入額		30,000	
2 支出総額		113,505	
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)	30,000 15	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	720    720
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	112,785 112,785	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	奥根公平後援会	
報告年月日	平成20年7月3日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	113,728	
ア 前年繰越額	95,547	
イ 本年収入額	18,181	
2 支出総額	94,800	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	18,000 9
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	
	カ その他の収入	181
	4 支出の内訳	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	8,560 8,560
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	86,240 86,240
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

収入の内訳(平成20年分)

奥根公平後援会

1 その他の収入

1件10万円未満のもの 181円

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

平成19年7月29日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 34,941,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	世耕弘成	所属党派	自由民主党	期間 平成20年7月23日から 平成20年7月23日まで 第2回
出納責任者氏名	竹田實			

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 円
	家屋費 円
	選挙事務所費 円
	集会会場費 円
	通信費 円
	交通費 円
	印刷費 円
	広告費 円
	文具費 円
	食糧費 円
その他の寄附 円	休泊費 円
その他の収入 121,485円	雑費 121,485円
今回計 121,485円	今回計 121,485円
前回計 6,210,832円	前回計 9,136,793円
総計 6,332,317円	総計 9,258,278円

報告書受理年月日	平成20年7月28日	第2回
----------	------------	-----

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号における収支報告書の要旨のうち、候補者向井嘉久蔵の支出の欄中「印刷費 950,850円」を「印刷費 248,850円」に、「今回計 1,533,237円」を「今回計 831,237円」に、「総計 1,533,237円」を「総計 831,237円」に訂正する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第12号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期300時間検査(3,300飛行時間)及び定期耐空検査受検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年8月8日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期300時間検査(3,300飛行時間)及び定期耐空検査受検業務

## (2) 業務内容

航空機定期検査整備仕様書(以下「仕様書」という。)による。

## (3) 履行期限

平成20年12月31日(水)

## 2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年8月8日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(10) 国税、県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ的確に遂行し得ること。

(12) 川崎式BK117系列型の整備検査及び整備改造(全作業区分)について航空法(昭和27年法律第231号)第20条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けた事業場及び川崎式BK117B-2型の修理方法について航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けた工場を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在りする都道府県が課する税全税目

ク 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書

ケ 誓約書

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 川崎式BK117系列型の整備検査及び整備改造(全作業区分)について航空法第20条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けた事業場及び川崎式BK117B-2型の修理方法について航空機製造事業法第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けた工場であることを証明する書類の写し

(2) (1)のウからオまで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に「和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱」(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札参加資格を有すると認められ、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年8月8日(金)から平成20年8月22日(金)までの和歌山県の休日を定め



- る条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月22日(金)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部 3階会議室
- (2) 日時  
平成20年8月19日(火)午後2時から
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年8月8日(金)から平成20年8月22日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110(代表)  
ファクシミリ番号 073-423-0120

- 7 申請書類に使用する言語  
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成20年8月28日(木)までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。  
(2) (1)の説明は、平成20年8月29日(金)午後4時までに書面により求めるものとする。  
(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。  
(4) 説明に対する回答については、平成20年9月5日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。  
(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成20年7月15日以降無効とする。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	農業	1909288 } 1909290	3枚	平成19年8月6日から 平成20年7月31日まで	和歌山県税事務所	平成20年7月15日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

漁業法(昭和24年法律第265号)第85条第3項第2号の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会委員を次のとおり選任した。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	氏 名	住 所
学識経験者	岩田幸男	西牟婁郡すさみ町周参見2054番地
"	松村徳夫	御坊市塩屋町南塩屋509番地
"	海野益生	新宮市三輪崎3丁目4番2号

"	熊井英水	東牟婁郡那智勝浦町浦神468番地の3
公益代表者	松原繁樹	東牟婁郡串本町串本1375番地の1
"	石田光子	東牟婁郡串本町古座240番地

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年8月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画下水道(和歌山市公共下水道)
- 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

入 札 公 告

川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期300時間検査(3,300飛行時間)及び定期耐空検査受検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年8月8日

和歌山県警察本部長 鶴谷 明 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度 平成20年度
  - (2) 業務の名称  
川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期300時間検査(3,300飛行時間)及び定期耐空検査受検業務
  - (3) 業務の内容  
航空機定期検査整備仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (4) 履行期限  
平成20年12月31日(水)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県警察本部告示第12号に規定する川崎式BK117B-2型ヘリコプターの定期300時間検査(3,300飛行時間)及び定期耐空検査受検業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)  
電話番号 073-423-0110(代表)  
ファクシミリ番号 073-423-0120
  - (2) 期間  
平成20年8月8日(金)から平成20年8月22日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間
  - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとする。
    - ア 場所  
3の(1)に同じ。
    - イ 期間  
3の(2)に同じ。
  - (2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある

者は、会計課に対して平成20年8月22日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

- (3) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、次に掲げる場所に対して平成20年8月22日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

和歌山県警察本部生活安全部地域指導課航空隊  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地  
郵便番号 649-2211  
電話番号 0739-43-2866(ファクシミリ共用)

- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部 3階会議室
  - (2) 日時  
平成20年8月19日(火)午後2時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
5の(1)に同じ。
    - イ 入札日時  
平成20年9月8日(月)午後3時
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
  - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
  - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に

充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部地域指導課(以下「地域指導課」という。)の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない地域指導課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称  
会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110(代表)  
ファクシミリ 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。